

# 提案にあたっては顧客に関するこんな情報を押さえておこう

## ●相続対策・家賃収入両面で確認すべきポイント

相続支援ネット代表 江里口吉雄

### 早期の段階で相続人を特定しておくことが重要

顧客である地主がアパート建築計画を検討する動機は、大きく分けて二つある。ひとつは、一般的に言われる相続対策、もう一つは、家賃収入目的である。通常は、この両方を狙つて、アパートの建築を考えるケースが主流である。

顧客である地主がアパート建築計画を検討する動機は、大きく分けて二つある。ひとつは、一般的に言われる相続対策、もう一つは、家賃収入目的である。通常は、この両方を狙つて、アパートの建築を考えるケースが主流である。

顧客である地主がアパート建築計画を検討する動機は、大きく分けて二つある。ひとつは、一般的に言われる相続対策、もう一つは、家賃収入目的である。通常は、この両方を狙つて、アパートの建築を考えるケースが主流である。

顧客である地主がアパート建築計画を検討する動機は、大きく分けて二つある。ひとつは、一般的に言われる相続対策、もう一つは、家賃収入目的である。通常は、この両方を狙つて、アパートの建築を考えるケースが主流である。

### 事前の段階では顧客に関するこんな点を確認しよう

相続である1次相続から次の配偶者の相続である2次相続にまで、

その相続対策の効果が及ぶほうが望ましいことになる。元金をできだけ減らさない長期ローンが必要である。そのためである。

ただし、融資案件としてのアパートとその建築敷地の土地の担保提供だけで安心してはいけない。

相続対策とすることでのアパートの連帯保証人の取り方に、注意する必要があるのだ。

相続時に元金が相当債務として残ることを想定していくわけであるから、融資対象のアパートの土地と建物を誰が相続するかということを確認しておかなければならぬ。場合によっては相続人が家族にいらないということもあり得る。その場合、連帯保証人が家族から取れないということから、最終的に融資を断念することにもなりかねないので注意が必要だ。

アパートの建築計画において相続対策の定番となるのは、「相続税の債務控除」である。相続時にできるだけ多くの債務控除ができることが相続税の軽減対策となるため、アパートローンの借り入れ期間はできるだけ長期間が望ましいということがある。特に最初の

このように、相続問題は顧客の微妙な問題が絡んでくるため、相続人の特定をできるだけ早期にしておくことが必要である。

**土地所有者と建築主との関係も確実に把握しておく**

アパート建築による相続対策は、何も債務控除を狙つたものだけではない。将来の相続税の納税資金として、現金収入を得て貯蓄するという目的も考えられる。

その場合、土地所有者である親の名義でアパートを建てると、確かに債務控除により相続税を軽減することができるが、そうした対策は、広大な土地を持ち、相続税の税率が40%から50%に及ぶ地主に限られる。

従来、相続税の納税では、土地の売却により納税資金を確保したり、物納の制度を利用することが考えられていた。しかし、今年の4月からの物納制度の改正で物納も困難になりつつあるため、今日では現金をできるだけ多く用意して納税に備えておこうとする傾向がある。

事前に建築予定地の土地譲りを上げておくか名寄せ帳を見せてもらひ、土地所有者とアパート建築主との関係を確実に把握しておく。

それこそが、顧客にアパート提案をする際の事前情報の入手としては、最も重要な課題であることは間違いない。

そこで、子が親の土地に、使用貸借によりアパートを建築する方法が考えられる(図表1)。ところが、ケースによつては離婚や再婚などで土地所有者とアパートの建築主との間に血縁関係がない場合もある。例えば、母親名義の土地に、長男がアパートを建築するためローン申込者となるが、母親は後妻であつて長男はその母親の実子でないため母親の土地の相続人とはならない、というケースである(図表2)。もちろん、これは戸籍の入手で判明することだが、通常、戸籍の判明することだが、通常、戸籍の

入手は実際のローンを申し込んでからの手続きである。そのため、ローンを申し込んでから、土地所有者とローン債務者との間に血縁関係がないためにローンを断るという事態になりかねない。

また、土地所有者が父親、ローン申込者が長男であつて、血縁関係があったとしても、将来の相続時にその土地を相続するのは次男であるということが、公正証書遺言で作成されていたというようなケースも起こりうる。

したがつて、土地が使用貸借で担保が取れているといつても、将

来、相続争いに巻き込まれていくこともあり得る。そういう考えると、相続対策と家賃収入目的は、その目的が相互に微妙に絡みながらの問題であることが分かる。

いずれしても、相続問題が見えてきたままで、戸籍関係の事前問題が重要である。可能であれば、診が重要である。

アパート建築による相続対策といつても、前述のように、たんに債務控除だけが主目的ではないことが多い。債務控除も狙いながら実は相続後の遺産分割問題も絡んでいることが多い。

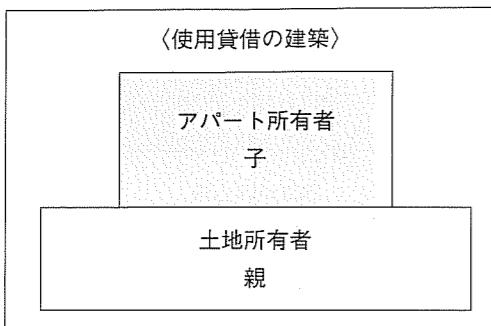
将来の相続後の遺産分割案は、事前の遺言でなされる場合と相続後の遺産分割協議によりなされる場合とがある。実は、アパート建築にあたり、多くの地主にとって、アパートを建築する土地と相

### 相続対策が目的のケースでは納税を想定して更地を確保しておく

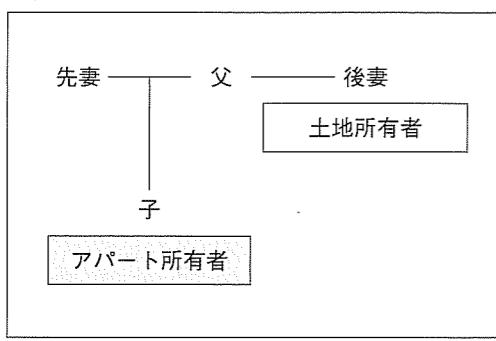
アパート建築による相続対策といつても、前述のように、たんに債務控除だけが主目的ではないことが多い。債務控除も狙いながら実は相続後の遺産分割問題も絡んでいることが多い。

将来の相続後の遺産分割案は、事前の遺言でなされる場合と相続後の遺産分割協議によりなされる場合とがある。実は、アパート建築にあたり、多くの地主にとって、アパートを建築する土地と相

図表1



図表2

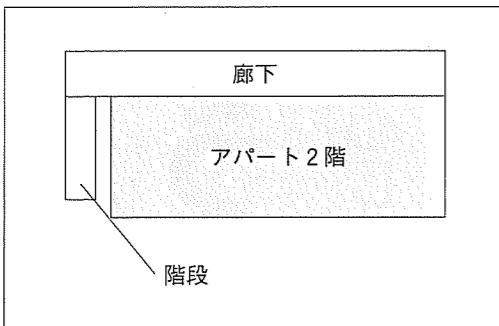


アパート建築による相続対策といつても、前述のように、たんに債務控除だけが主目的ではないことが多い。債務控除も狙いながら実は相続後の遺産分割問題も絡んでいることが多い。

将来の相続後の遺産分割案は、事前の遺言でなされる場合と相続後の遺産分割協議によりなされる場合とがある。実は、アパート建築にあたり、多くの地主にとって、アパートを建築する土地と相

## アパートローンをどう推進するか

図表6 市場から消える？片廊下プラン



不可欠である。

立地条件が良く、収益性が高いからといって、何も考えずに長期の借入期間を提案すべきではない。少なくとも10年間の収益性がどのように推移していくかで、借り入れ期間を想定すべきである。

顧客の本音は、「早く借金を返したい」「できるだけ毎月の収入を得たい」というお互いに相反する要望をできるだけ実現したいと思っていることである。早期返済のめどとしては10年、15年の期間である。もちろん都心の一等地のアパートであればそれも可能である。

### 賃貸市場のトレンドに合わせた建築が求められる

アパート経営に関する収益性は目前の収益だけで見てはいけない。10年後の収益性をどう想定すべきかもよく考えたい。10年後の経済を想定するのは無理かもしれないが、それでもアパート建築はそれぞれの地域性においてトレ

るが、通常の立地では20年以上の借入期間でないと、ローン返済後の実質の手取り家賃はあまり多くを期待できないことになる。

これは、顧客の属性を金融機関の立場から見るのでやめてFP（ファイナンシャルプランナー）の立場で見ていけば自ずと提案の方法は見えてくる。

どんな顧客でもキャッシュフローが多い方がいいのは当たり前である。ところが、FP的視点でライフプランを注視していくと、当初の10年間はそれほど収益は必要ではないと思える場合もある。また、長期の30年融資であれば、相応のキャッシュフローが望めるのは当然である。

ソードというものがある。

まず、アパートのプラン（間取り）が重要である。都市型のSTT（UDI/Oタイプのワンルームは今確実に増えている。ハウスメー

ーカーのアパートプランから、いわゆる2DKや3DKプランが消えて早10年が経つ。40<sup>2</sup>mの2DKは1LDKのプランに変貌し、3DKは完全に市場から消えた。

また、都心ではすでに片廊下タイプ（図表6）のプランも市場から消えようとしている。加えて、20年前のアパート建築ではまだ主流であった、水周りの3インのプランも今ではまったく人気がな

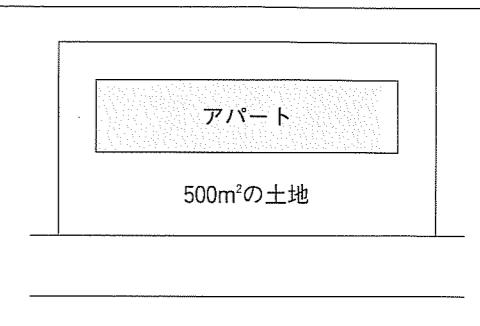
く、すでに外国人向けにしか貸せない時代になっている。アパートでも戸建て住宅と同等の水周り設備が標準仕様となる時代に突入してきているのだ。

もちろんそれにより、建築当初の投入資金がかかるようにはなる。建築資金がかかれれば収益性を圧迫することになるが、将来、それでもわずか数年で、その設備が入居率に影響してくるのは明らかで

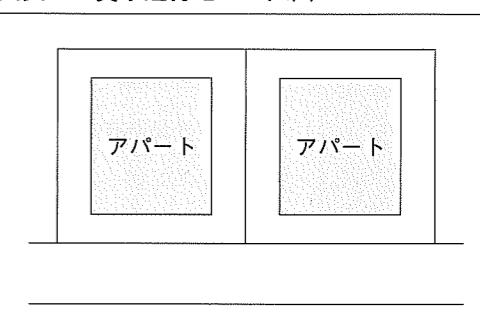
るには不合理なことが多い。そこで、アパート敷地以外に残った土地の将来の活用方法を提案したり、相続税の納税資金としての売却等に確保してあげたりすることで、地主の理解と信頼を得られやすいものである。

地主にとっての最大の不安は将来的の相続問題であり、とりわけ納稅資金対策としての換金性のある更地の確保である。建築確認申請における敷地の分割や分筆とは別に、隣接する土地はできるだけアパートの居住者用の駐車場として活用することもポイントである。

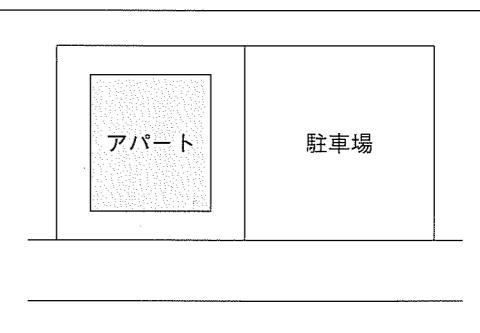
図表3 貸家建付地十広大地評価



図表4 貸家建付地×2区画



図表5 貸家建付地十広大地評価



### 遺産分割対策で建築計画に影響が及ぶこともある

相続対策としてのアパート建築の場合、相続税対策と遺産分割対策とはその建築手法に大きな違いがあることもポイントになる。例えば、500<sup>2</sup>mの土地にアパート建築をする場合に、敷地を一つにして1棟のアパートを建築すれば相続時にいわゆる広大地評価

相続対策としてのアパート建築の場合は、相続税対策と遺産分割対策とはその建築手法に大きな違いがあることもポイントになる。例えば、500<sup>2</sup>mの土地にアパート建築をする場合に、敷地を一つにして1棟のアパートを建築すれば相続時にいわゆる広大地評価

## 家賃収入が目的のケースではこんな点を確認しておこう

### 目先の収益ではなく期間全体の収益を検討する

家賃収入が目的の顧客には、で

ころが、遺産分割でこの土地減が狙えて大幅な節税効果が得られる（図表3）。

ところが、遺産分割でこの土地を相続人2人で相続する予定であるならば、1棟のアパートを2人の相続人で共有することは、将来

問題を引き起こすことが想定されるため、避けなければならない。したがって、遺産分割が絡んだ場合には、1棟ではなく2棟（図表4）建築するか、または土地が相続後に2分割できるように、アパートの配置計画（図表5）に配慮した提案も重要なポイントとなる。

また、住宅メーカーとしては1棟よりも2棟のほうが営業成績になるために、地主に対して例外なく2棟のアパート建築を提案することがあります。アパートの建築計画が明確に相続対策を意識しているのならば、顧客の目的を完遂できる提案をしていくのが提案者の使命であろう。